

法務法人世宗(SHIN&KIM)、双龍(Ssangyong)自動車の の整理解雇無効確認訴訟の上告審において破棄差 戻し判決を引き出す

双龍自動車の整理解雇無効確認訴訟の上告審において、大法院は、2014年11月13日付けで整理解雇が無効であると判断した原審判決に対し破棄差戻しを言渡しました。これにより、一審から4年余りに亘って進められてきた法的紛争は、ある程度決着がついたと言えます。

1. 本件の背景及び進行経過

双龍自動車(以下、「双龍」)は、2009年1月9日に更生手続開始を申立て、2009年2月6日付けで更生手続開始の決定を受けた後、サムジョンKPMGから経営正常化に向けた方案の一つとして2,646人規模のリストラが必要であるとの意見を受けており、更生手続の調査委員であるサムイル会計法人は、上記のようなリストラが行われてこそ清算価値より継続企業の価値が高くなるという調査報告書を提出しました。これに対し、双龍は、上記のリストラ方案にしたがって2009年6月8日に、その頃までに転職や希望退職等を申請した社員を除いた980人に対して整理解雇を実施し、これに反対する労働者らのストライキなどを経て無給休職、希望退職、転職等を行っていない残りの165人が最終的に整理解雇されました。

その後、整理解雇された労働者らは、双龍が整理解雇に踏み切るほど経営が悪化している、又は整理解雇に先立ち解雇回避に向けた努力を十分にしたとは見難いと主張しながら、解雇無効確認訴訟を申し立てました。これに対し一審法院は、整理解雇の適法性を認めたものの、控訴審であるソウル高等法院では、整理解雇が無効であると判断しました。

2. 大法院判決の内容

法務法人世宗は、整理解雇の要件を充足したという事実及び法理を必要かつ充分に開陳し、大法院は、(i) 整理解雇の際、双龍がその所有不動産を担保として提供し、新規資金の貸付を受けることは事実上不可能な状況であった

ため、流動性の危機を緩和する手段があったとみることが難しいこと、(ii) 未来に対する推定には不確実性が存在せざるを得ないが、諸事情に照らしてみると、双龍の予想売上げ数量の推定が著しく合理性に欠けたものとみることができず、全体的に有形資産の使用価値が過少評価されたものでなければ、有形資産の損傷差損が過多計上されたとは言えないこと、(iii) 双龍が約10年前から相当の期間、当期純損失を記録しており、2008年度に有形資産の損傷差損を認識する前にも、既に1,861億ウォン余りの当期純損失を記録したこと等に照らしてみると、双龍の財務状況は、有形資産の損傷差損を認識する前から悪化していたとみるのが妥当であること、(iv) 双龍が当時直面していた経営危機は、相当の期間新規設備及び技術開発に投資できなかったことから始まった継続的・構造的なものとして、短期間で容易に改善されうるものではなかったこと、(v) 企業運営に必要な労働力の規模がどの程度であるか、剰余労働力は何人であるか等は、相当な合理性が認められる限り、経営判断の問題に属するものであるから経営者の判断が尊重されるべきであるが、サムジョンKPMGが適正労働力の規模を算出してリストラの規模を導き出した具体的な方法や当時の双龍の生産性指標等に照らしてみると、双龍の提示した人員削減規模が非合理的、又は恣意的であるとみることができないこと、(vi) 双龍は、本件の整理解雇の前に部分休業、賃金凍結、循環休職(※ 労使間の合意を経て、一定の期間、順番に休業を命ずる強制的な性格の休職制度)、社内協力業者の人員削減、役職員の福祉中断、希望退職等の様々な措置を取っていたものの、当時、双龍が抱えていた経営危機の性格やその規模等に照らしてみると、双龍としては解雇回避に向けできる限り努力したとみるべきであることなどを理由とし、本件の整理解雇が正当に行われたと判断して原審判決を破棄しました。

3. 今回の大法院判決の意義

今回の大法院判決は、更生手続の進行中に行われた整理解雇が、破産危機に直面した会社を更生させるための不可避な選択として、労働基準法にて定められた要件と手続に沿って合法的に行われたことを明らかにしたという点に意味があります。また、今回の大法院判決は、法理的な側面から「整理解雇人員の適正性の有無は経営判断の問題であるため、特別な事情のない限り、経営者の判断が尊重されるべきである。」という法理を再確認し、解雇回避の手段として希望退職が必ずしも最後の手段として実施されるべきではないことを確認したことに意義があると言えます。

上記の事項につきご質問等がありましたら、下記の連絡先までご連絡下さい。より詳細な内容について解答させていただきます。

● 李栄九(パートナー弁護士)	TEL.02-316-4057	E-Mail. yklee@shinkim.com
● 洪世烈(パートナー弁護士)	TEL. 02 316 4220	E-Mail. srhong@shinkim.com
● 李炳翰(パートナー弁護士)	TEL. 02 316 4208	E-Mail. bhlee@shinkim.com
● 金容昊(パートナー弁護士)	TEL. 02 316 4029	E-Mail. yhkim@shinkim.com
● 朴成基(パートナー弁護士)	TEL. 02 316 4280	E-Mail. skipark@shinkim.com
● 黄仁碩(パートナー弁護士)	TEL. 02 316 4365	E-Mail. ishwang@shinkim.com
● 金潤希(パートナー弁護士、日本語対応可)	TEL. 02 316 4025	E-Mail. yhekim@shinkim.com

Chambers Asia-Pacific Awards 2014
South Korea Law Firm of the Year : Shin & Kim



法律法人 世宗
SHIN&KIM

The content and opinions expressed within SHIN & KIM's regular newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.

<http://www.shinkim.com>